

議 長 日程第4「議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,756万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険診療所事業特別会計につきまして説明させていただきます。現在、国民健康保険診療所は月・水・木・金曜日が藤本医師、火曜日が県立足柄上病院の医師により週5日間の診療を行っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。290、291ページをお開きください。歳入でございます。款1、診療収入、項1、外来収入は、目1、国民健康保険診療報酬収入は国保加入者、目2、社会保険診療報酬収入は社会保険や共済組合加入者、目3、一部負担金は受診者の自己負担分として、目4、後期高齢者診療報酬収入は75歳以上の後期高齢者の方のそれぞれ診療報酬収入となります。目5、その他診療報酬としましては、一般診療報酬となる予防接種、健康診査収入等を計上しております。

款2、使用料及び手数料、項2、手数料は、診断書の作成に係る文書手数料で5件分を計上しております。

款3、繰入金、目1、項1、一般会計繰入金は、寄出張所職員が診療所事務を兼務しているため、特別会計において職員給与費を計上し、会計年度任用職

員1名の人件費のうち、出張所事務相当分を一般会計の寄出張所費で負担するものでございます。

項の2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金、財源の不足分を補うために財政調整基金から1,200万円を借り入れるものでございます。あ、繰り入れるものでございます。現在のところ、町ホームページや広報紙に加え、タウンニュースの2月11号で宣伝するなど、収入の増加を目指しております。執行に当たりましては、最小限の取り崩しとなるよう努めてまいります。

款の4、諸収入、項の1、雑入につきましては、保険診療外となる薬を入れる容器や、要介護認定の主治医意見書作成に伴う収入でございます。

項の2、受託事業収入、目1、特定健康診査等受託料は、特定健康診査を受けた方1人につき1万2,000円、10名分の受託金を見込んでございます。

次のページ、292、293ページをお願いします。繰越金は、令和4年度からの繰越金300万円を見込んでおります。

次のページ、294、295ページをお開きください。歳出でございます。款1、総務費、項1、施設管理費、目1、一般管理費、こちらでは診療所の管理運営費として人件費や電気料などを計上しております。主なものといたしまして、説明欄の中段、負担金補助及び交付金の診療所電気料等負担金は、電気料や警備委託料、床等清掃委託料などを一般会計の寄出張所から支出しておりますので、その一部負担として面積案分等により診療所分として算出し負担するものです。次の医師派遣負担金は、県立足柄上病院から週1日、火曜日に医師を派遣していただくための負担金51日分を計上しております。（2）会計年度任用職員給与費では、医師、看護師、レセプト事務員、受付事務員、及び診療所兼出張所職員の計6名分を計上しております。

次の296、297ページをお願いいたします。予備費…歳出でございます、すみません。款1、総務費、項…あ、違うな。すみません。予備費は298、299にわたりますが、歳入歳出の差額を計上しております。その前にあれか、ここだ。すみません。目2、団体負担金は医師会負担金などでございます。

款2、項1、医業費。減額の主な要因は、診療所の患者数減少に伴う医薬品

代の減少によるものでございます。この医業費の支出の主なものは、診療所で使用する医薬品、病理検査代などでございます。目1、医療用機械器具費ですが、診療に伴います感染症廃棄物処理委託料などを計上しております。目2、医療用消耗品費は、注射器や注射針、包帯やガーゼ等の医薬品以外を支出するものでございます。目3、医薬品衛生材料費は、医薬品代を計上しております。目4、病理検査費は、血液検査などの分析に係る委託料を計上しております。

款の3、公債費は、一時借入金の利子でございます。

款の4、予備費は298、299ページにわたりますが、歳入歳出の差額を計上しております。なお、300ページから301ページに職員給与明細書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。ページの291ページ、繰入金ですね、財政調整基金繰入金1,200万円。説明等ではある程度理解できましたが、基本的には同じページですね、上段の診療収入、外来収入等がですね、減額をしたことによる財政補填を基金からするということだと思います。令和、たしかですね、令和4年度までは繰入金はですね、一般会計繰入金のみですね、予算がですね、編成されてきたのかなというふうに思います。ここですね、基本的な、ここで財政調整基金で補填をしなければいけないということの発端は、診療収入が減額になったということで、以前とどういうふうに違ってくるのか。先ほどPRもですね、メディアを使ってされているという説明がございましたが、今後の見込みをですね、どういうふうに考えていくのかについてお伺いをいたします。

町 民 課 長 平成3年度まではですね、1日の平均で…令和3年度までは1日の平均として患者さんの数が24名程度あったものですね、現在令和4年度、年度途中でございますが、平均して大体10名程度にまで、半分以下にちょっと下がっております。前のですね、名前を出してあれなんですけど、山田先生のとときには膝の注射ということで、町だけでなく町外、県外からも患者さんが来ていまし

たが、今現在は内科専門の先生ということで、そういうよそからお客さんが来るというのが減りまして、その分ちょっと宣伝をしながら頑張っていこうということにはなっておりますが、先生と相談している中で、どうしても場合には1日閉めるとか、そういうことも考えなくてはいけないのかなというのがありますけど、とりあえずはもう5日間で宣伝しながら頑張っていきたいという考えでございます。

6 番 井 上 患者数が1日24名平均からですね、現在は10名程度ということで理解ができました。そうしますとですね、前はそういうですね、内科だけではなく外科も含めての対応の部分ということで、かなり人気があったということの理解はできますが、ただ、診療所会計としてですね、やはり会計をですね、健全に運営をしていくためにということで、例えばここで1,200万円繰り入れをしていくとですね、診療所会計分の基金をですね、どんどん繰り入れをしていかなければいけないのかなというふうにも思います。今後の対応というのはですね、将来的に基金の繰入金をいつまで続けられるのかということとですね、日数も検討もされるということですのでけれども、あとこういった内容的もですね、もう会計自体としては節約できる部分等があるのかについて、基金とですね、今後の会計、特別会計の運営の考え方、2点お願いします。

町 民 課 長 まずですね、診療所の部分としての基金の残高ですが、4年度末として8,315万6,026円。これで平成5年度1,200万円を取り崩しますと、7,115万6,026円となります。このままですね、毎年崩していたら当然なくなってしまうので、需要をなるべく増やしていこうという考えではありますが、需要が増えないようであれば、日数で調整させていただくことになるかもしれません。以上です。

6 番 井 上 はい、分かりました。1,200万で残り7,200万。約、令和5年度も入れると6年分ぐらいですかね、6か年分ぐらいで財政調整基金としては枯渇をしてしまうと、残額が、財政調整基金の残額を全てを繰り入れてしまうという結果というのが見えてるということで、分かりました。今まではですね、大分収入のほうに、前の先生のおかげということもありまして、潤沢な収入があったということの中でですね、今後ともどうやっていくかということで、地域診療として

ですね、地域の医療、寄地区の医療機関としては欠かせないものだということは理解しておりますので、今後ですね、どういうふうな形で検討をされていくのかということをごすね、注視したいと思っておりますので、またそういったことに対する報告、議会に対する報告もよろしく願いをして質問を終了します。終わります。

議 長 はい。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第15号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取っていただき、午後は1時より再開いたします。

(11時42分)